

# 八戸 I P 知的財産リーフレット・シリーズ

## No. 28

本シリーズは、特許を始めとした知的財産に関するさまざまな知識・情報について、おおまかにわかりやすく解説・紹介するものです。



### 気になる著作権、コピーはどこまでOK? — <その1>著作権の基本

#### 1. ある日、相談室で・・・（仮想現実的小話）

株式会社八戸インテリジェントプラザ（八戸 I P）は、地域産業の高度化をさまざまな面から支援することを使命・事業としている、産業支援機関です。このリーフレットシリーズの制作・発行や無料相談対応といった知的財産支援も、その一部です。

さて、同業の産業支援機関であるB市のQセンターさんから、こんなご相談がありました。

「運営している異業種交流団体の会員企業さんへのサービスとして、新聞記事の切り抜きを編集し、それを電子データ化して配信する、ということをやっているのですが、これ、もしかしたら著作権法上、問題があるのでしょうか？ 最近、会員さんからの指摘があって・・・」

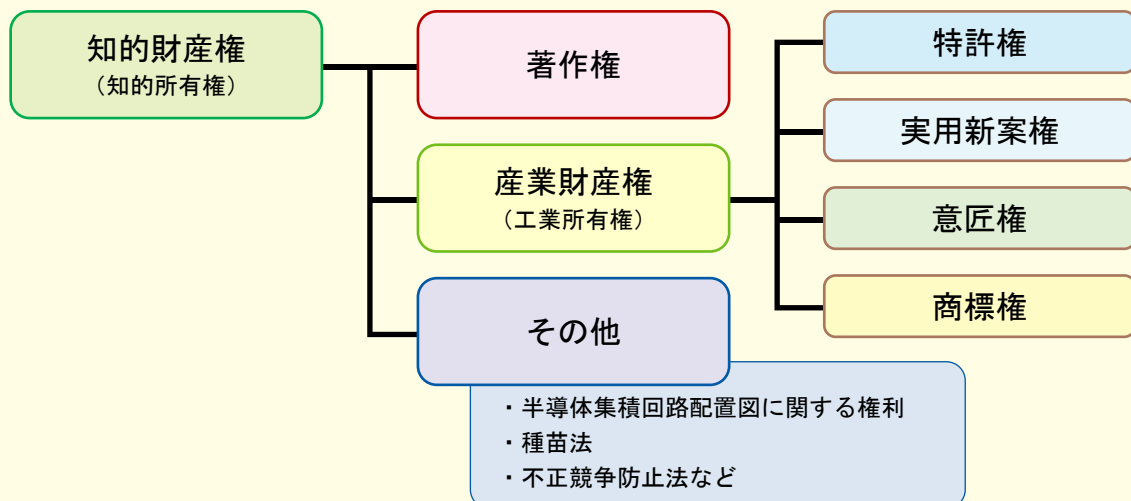
知的財産の中でも、とりわけ身近なものである著作権。しかし、そのルールについて十分な理解がなされているとはいえません。他人の著作権をどこまで気にしなくてはいけないのか、気にするべきなのか。著作権の大元といえる複製権を中心に考えてみたいと思います。ですが、まずは「著作権」の基本から。

#### 2. 「著作権」制度の目的は、文化の発展

そもそも、著作権とは何でしょうか？

発明（これが権利化されたものが「特許」）、商標（同「商標権」）、著作物（同「著作権」）、意匠（同「意匠権」）、・・・。知的財産（同「知的財産権」）にもさまざまな種類がありますが、これらは、それぞれ制度として設けられた目的により、大きく二つに分けることができます。まず一つは、**産業の発達**を目的とするもの。その代表が「産業財産権（工業所有権ともいいます）」であり、具体的には特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つがあります。

もう一つは、**文化の発展**を目的とするもの。これが「著作権」です。したがって、その保護対象は文化的な創作物であり、具体的には、**文芸・学術・美術・音楽**のジャンルにおいて、人間の**思想・感情**を創作的に表現したものです。これを、**著作物**といいます。



図は（公社）著作権情報センターHPより引用

「知的財産権」を「知的所有権」ということもあります。

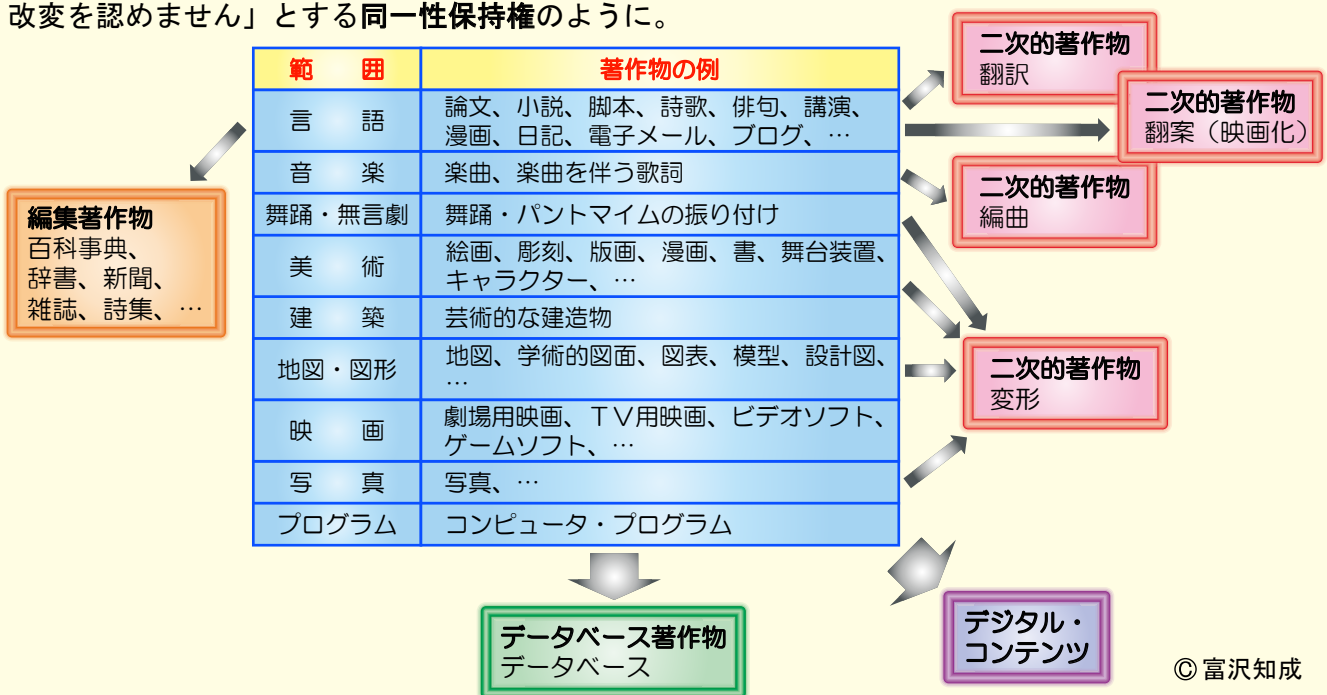
### 3. 「著作権」制度は、人格の保護も重視

産業の発達を目的とする産業財産権は、登録しなければ権利が発生しません。つまり、たとえばある発明をしてそれについて特許を取るためには、発明内容を文書にしてそれを特許庁に提出（出願）し、特許可否の審査を受け、最終的に特許査定される必要があります。その後、所定の登録料を納付することで、ようやく特許という独占排他権を得ることができます。その間、通常は数年という時間が、そして、特許事務所に依頼した場合には数十万円あるいはそれ以上の費用がかかります。

これに対して著作権は、**著作物を創作した時点で自動的に権利が発生し**、産業財産権のような時間と費用のかかる手続はありません。

また、著作権には**著作(者)人格権**と**著作財産権**があることにも、注意を要します。産業財産権制度では、たとえば発明をした人を「発明者」として顕彰し、公報や特許証にその氏名が記されますが、特許権を主張し、行使できるのはあくまでも特許権者なのであって、発明者は無権利である、といえます。（たとえば会社の場合、社員は発明者に過ぎず、特許権者は勤め先の会社となるのが普通でしょう）。

ですが、著作権制度では、著作物の財産的側面だけではなく、著作した人の人格も明確に保護対象となっており、著作権者はそれを主張できるのです。たとえば、「私の創作した絵柄に対する勝手な改変を認めません」とする**同一性保持権**のように。



### 4. 「著作権」は、枝分権の束

既に述べたとおり、著作物の対象ジャンルは広く、文芸・学術・美術・音楽。上図に示すのはその例です。これらの著作物はどのようにして用いられるのかというと、たとえば小説ならば出版、楽曲ならば演奏やCD等の販売、絵画ならば展示、などでしょう。このように、著作物の具体的な内容によってその利用の仕方は異なりますので、それに即した保護が必要です。たとえば楽曲ならば「演奏権」、映画ならば「上映権」のように。このような具体的なそれぞれの権利を、「**枝分権**（しぶんけん）」といいます。多くの枝分権の中で最も基礎的なものが「**複製権**」、つまり、他者による無断複製を禁止する権利。次号では、複製権についてさらに進めます。（以下、次号）。

（本稿作成 2015年9月 ©富沢知成）

#### ●無料相談受付け・対応

発明、商標などの知的財産に関するご相談に、弁理士が無料で対応しております。

申し込みは、お電話で。⇒ 時間は原則として30分以内です。なお、録音・録画はお断りしております。

#### ●特許・商標情報などの検索調査の方法、社内セミナーのご要望についても、お気軽にお問い合わせ下さい。

#### ●問合せ先 八戸インテリジェントプラザ 相談受付

TEL 0178-21-2111

FAX 0178-21-2119

URL <http://www.hachinohe-ip.co.jp>

〒039-2245 青森県八戸市北インター工業団地一丁目4番43号